

## 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案要綱

### 一 趣旨

この法律は、郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めるものとする。 (第一条関係)

### 二 日本郵政株式会社の株式の処分の停止

政府は、郵政民営化法第七条第一項本文及び日本郵政株式会社法附則第三条の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならないものとする。 (第二条関係)

### 三 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止

日本郵政株式会社は、郵政民営化法第七条第二項及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、二の別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないものとする。 (第三条関係)

### 四 郵政民営化法の運用に当たっての考慮

二の別に法律で定める日までの間は、政府は、郵政民営化法第八章第三節及び第九章第三節の規定の運用に当たっては、二及び三により日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分が停止されていることを考慮しなければならないものとする。 (第四条関係)

#### 五 郵政民営化法及び日本郵政株式会社法の特例

二の別に法律で定める日までの間における日本郵政株式会社の業務、政府及び日本郵政株式会社の株式の保有の義務並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分に係る罰則に関する郵政民営化法及び日本郵政株式会社法の特例を定めること。 (第五条及び第六条関係)

#### 六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

#### 七 郵政民営化の見直し

郵政民営化については、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な見直しが行われるものとする。 (附則第二項関係)